

令和3年度 第2回松戸市福祉有償運送運営協議会

日時 令和3年12月10日（金）14：00～

場所 松戸市役所 地域福祉課 隣接会議室

★ 配布資料1 ★

松戸市 健康福祉部 地域福祉課

（松戸市福祉有償運送運営協議会事務局）

松戸市福祉有償運送運営協議会 委員名簿

(令和3年4月1日現在 敬称略)

区分	推薦機関・団体	職・氏名	備考
省令第51条の8第1項各号に規定するもの	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	小金タクシー有限会社 常務取締役 田居 寛康 (たい ひろやす)	
		京成タクシー松戸東株式会社 代表取締役 鶴岡 良樹 (つるおか よしき)	
	本市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあい ネットまつど 代表 佐久間 浩子 (さくま ひろこ)	
	住民又は旅客	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会 柳沼 紀代美 (やぎぬま きよみ)	
	地方運輸局長	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 佐藤 義尚 (さとう よしひさ)	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	松戸地区タクシー運営委員会 千葉 貴彦 (ちば たかひこ)	自交総連千葉地方本部 合同タクシー労働組合 委員長	
学識経験を有する者	聖徳大学 石井 紀子 (いしい のりこ)	心理・福祉学部 社会福祉学科 准教授	
本市の職員	松戸市 清水 二郎 (しみず じろう)	健康福祉部地域福祉課長	
市長が必要と認める者	松戸市ボランティア連絡協議会 石井 マサ子 (いしい まさこ)		

委嘱期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

令和 3 年 松戸市福祉有償運送登録事業者 一覧

No	法人種別	事業者名		郵便番号	住所			電話	FAX
		団体名	代表者名		市	番地	方書		
1	認定特定非営利活動法人	たすけあいの会ふれあいネットまつど		〒 270-2251	松戸市	金ケ作99-6		047-710-7450	047-710-5940
2	特定非営利活動法人	かたつむりの家		〒 270-2204	松戸市	六実6-14-1	ヘアサイト六実102号	047-387-5215	047-387-5238
3	社会福祉法人	聖心会 明尽苑ヘルパーステーション		〒 270-2251	松戸市	金ケ作296-1		047-384-7500	047-385-7377
4	特定非営利活動法人	ディープデモクラシー・センター		〒 270-2265	松戸市	常盤平陣屋前7-8	富士マンション305	047-701-5350	050-3737-9081
5	公益財団法人	松戸市シルバー人材センター		〒 271-0043	松戸市	旭町1-174		047-330-5005	047-330-5008
6	一般社団法人	インナーピース ケアステーションやしの美		〒 270-2204	松戸市	六実5-12-8	ヒロハイム平和台101号	047-389-7688	047-389-7687
7	特定非営利活動法人	LIFACT ホームヘルプてとて		〒 270-0034	松戸市	新松戸4-65-1	アビス新松戸ビル201号室	047-702-7080	047-343-7566
8	社会福祉法人	六高台福祉会 松寿園 エミシア松戸六実		〒 270-2203	松戸市	松戸市六高台2-19-2		047-710-0602	047-710-0603

○松戸市福祉有償運送運営協議会条例

平成26年12月25日

松戸市条例第30号

改正 令和3年3月29日条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第51条の7に規定する運営協議会として、松戸市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、福祉有償運送(省令第51条の福祉有償運送をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録(法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 省令第51条の8第1項各号に規定する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 本市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市福祉有償運送運営協議会委員	日額 8,500円
------------------	-----------

附 則 (令和3年3月29日松戸市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年度 福祉有償運送輸送実績

(令和3年3月31日 現在)

No	団体名	登録自動車数		会員数	走行 (km)	輸送回数	運送収入 (千円)
		福祉車両 (台)	タクシー車両 (台)				
1	認定NPO法人 たすけあいの会 ふれあいネットまつど	2	26	221	24,057.0	2,187.0	491.0
2	かたつむりの家	0	2	47	3,308.0	866.0	575.0
3	社会福祉法人 聖心会 明尽苑ヘルパーステーション	6	0	7	153.0	33.0	62.0
4	特定非営利活動法人 ディーブデモクラシー・センター	1	2	7	0.0	0.0	0.0
6	公益財団法人 松戸市シルバー人材センター	0	2	2	396.4	21.0	63.0
7	一般社団法人 インナーピース ケアステーション やしの実	1	2	8	178.9	28.0	29.0
8	特定非営利活動法人 L I F A C T	0	1	10	415.9	38.0	52.3
	計	10	35	302	28,509.2	3,173.0	1,272.3